

事業名 〔地区名〕	たじりがわ 広域基幹田尻川河川改修事業	全体事業費 (億円)	287.4	採択年度	昭和43年度	完成目標年度	令和40年度	担当部(局)課名	土木部河川課
--------------	------------------------	---------------	-------	------	--------	--------	--------	----------	--------

評価対象理由	前回評価時(平成20年度)から5年経過で継続中	前回評価時の対応方針	委員会からの提言:事業継続、附帯意見等:あり、県の対応方針:事業継続
--------	-------------------------	------------	------------------------------------

1 事業の概要

田尻川の河川改修は、本川の河道改修とともに上流部の化女沼ダムにより山地からの流出および下流部江合川本川の水位上昇による排水不良等を解消し、沿川の氾濫を防止するものである。また、支川であるの佐賀川・百々川・美女川についても、支川流域内の流出量进行处理し、田尻川本川の背水の影響を解消して、沿川の氾濫を防止するものである。

位置図



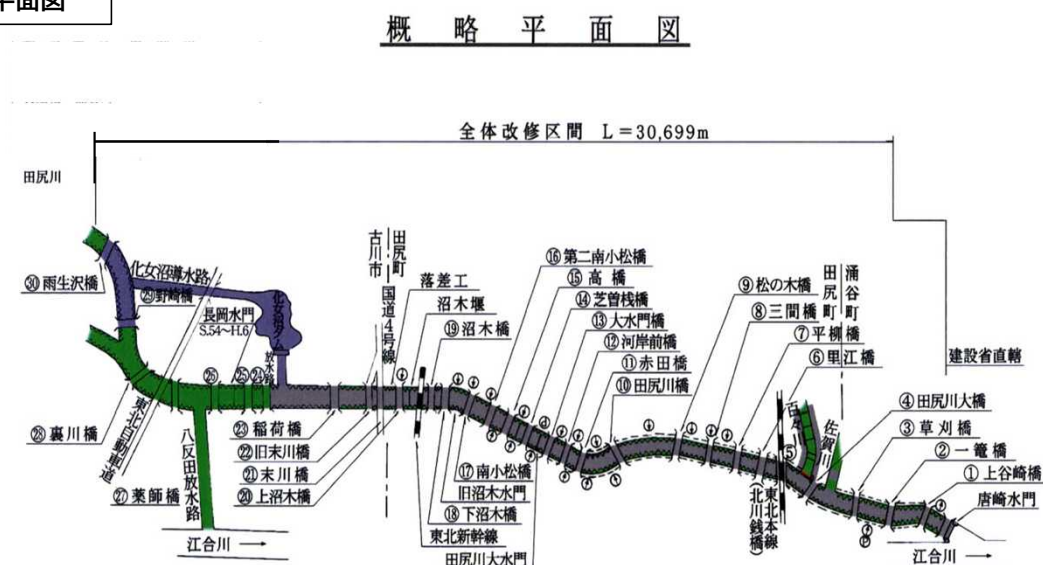
施工状況



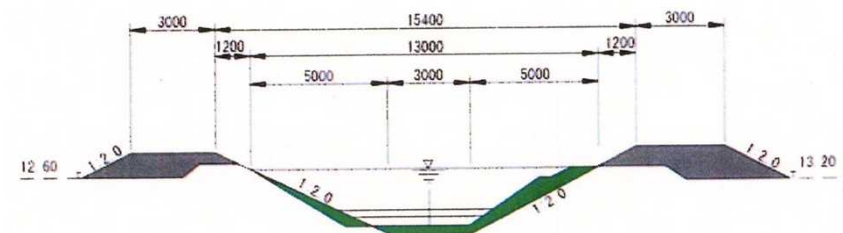
現況



平面図



標準断面図



2 事業の進捗状況等

(1)事業内容

- 現在の事業費ベースでの進捗率は37.6%であり、用地費の進捗率は44.8%となっている。
- 河川改修を実施するにあたり、未着手区間の用地取得に向けた交渉に時間を要していることや各年度の事業費配分の見直しにより、当初事業期間を20年延伸することとした。今後は土木行政推進計画に基づき事業進捗を図っていく。

(2)事業費(単位:億円)

全体事業費		年度別執行額	
前回	今回 (前回差比)	～R7(2025)年度 (事業費執行率)	R8(2026)年度見込
230.4億円	287.4億円 (+57.0億円)	108.0億円	0.8億円

(3)事業の進捗状況(規則第24条第1号関係)

評価指標	採択時 (S43)	前回評価時 (H20/2008)	今回評価時 (R7/2025末)	完成時 (R40/2058)
全体事業費 287.4億円	-	87.8億円 (38.1%)	108.0億円 (37.6%)	287.4億円 (100%)

(4)事業を巡る社会経済情勢等(規則第24条第2号関係)

①社会経済情勢

- 田尻川の改修は当初かんがい排水事業によって進められ、これまでの整備により、概ね20年に1回程度起こると予想される洪水規模の治水安全度が確保されている。今後は支川である佐賀川、百々川を中心とした改修を推進する。また、沿川で実施されている県道改良事業と連携した河川改修を実施する。
- 過去の浸水被害としては、平成14年7月の台風6号では、浸水家屋74戸、浸水面積683haの被害があり、その他昭和55年、昭和56年8月、昭和61年8月、平成2年、平成10年8月など、これまで度重なる浸水被害が発生している。
- 前回再評価(H20)以降、令和元年東日本台風など、沿川で度々浸水被害が発生している。
- 洪水氾濫により県道や市道等が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生している。また、沿川の集落や農業施設が冠水するなど、社会経済状況に大きな影響を及ぼした。

②地元情勢、地元の意見

- 引き続き支川である佐賀川、百々川流域の浸水被害防止のため、早急な河川改修を強く要望されている。
- 度重なる洪水被害を経験しており、住民の防災意識は高く、大崎市においては令和3年度に、美里町においては令和4年度、涌谷町においては令和6年度にハザードマップを作成している。

(5)期待される効果

- 田尻川本川については、唐崎水門から化女沼ダム放水路合流点までの間が概成している。なお、中雨生沢川、八反田放水路については未着手となっている。
- 平成9年度から、新たに佐賀川、百々川、美女川(水門)を区域延伸し、現在事業を実施中である。このうち、佐賀川については、令和3年度に水門を供用開始し、現在上流部の河川改修に向け用地測量が実施されている。また、百々川については、築堤が概成し、今後河道掘削等が予定している。なお、美女川については未着手となっている。
- 事業完了により、治水安全度は田尻川本川で1/50、支川の百々川、佐賀川では1/10が確保される。

(6)代替案との比較検討(規則第24条第3号関係)

①田尻川本川

- 上流部については、山地流出水を江合川まで流下させることは、用地買収費の増大及び改修の経済性を考慮しても不利となるため、化女沼ダムに導水して洪水調節し、ダム導水路下流側及び中雨生沢川の流出分は、八反田放水路にて直接江合川に放水する。
- 下流部については、直轄施行の唐崎水門と築堤嵩上げによるセミバック堤として、江合川の背水に対処する。

②佐賀川、百々川

- バック堤方式とした場合は、田尻川の背水対策には対処できるが、堤防高が約2.5m程度高くなり、用地潰地の拡大、内水による湛水被害の助長、2次内水ポンプの設置、橋梁改築にあたっては取付道路の現道へのすり付け延長の増大等、被害軽減を図るための改修方式とは言い難い。このことから、流域の流出水を容易に受け入れることが可能で、田尻川からの背水に対処できるように田尻川合流点に水門を設置する自己流堤方式を採用している。

上記①・②について、現在の計画が最適であり、代替案はない。

(7)コスト縮減計画(規則第24条第4号関係)

- 築堤材に使用する土については、現場内発生土を転用し、現場発生土については他事業へ流用することで土砂の有効利用に努めている。

(8)費用対効果(規則第24条第5号関係)

区分		事業着手時 基準年 (昭和43年度)	再評価時 基準年 (平成20年度)	再々評価時 基準年 (令和8年度)
費用項目	事業費		230.4億円	287.4億円
	維持管理費		90.4億円	122.7億円
	費用の合計		320.8億円	410.1億円
	総費用(C)		318.6億円	947.8億円
便益	便益の合計		1,199.0億円	5,673.1億円
	総便益(B)		476.3億円	3,286.3億円
費用便益比(B/C)			1.49	3.47

3 評価

(1)県の対応方針案	(2)理由
事業継続	整備済み区間については浸水被害が軽減されており、着実に事業効果は発現している。未整備区間についても、事業を進めていく必要がある。

事業名 〔地区名〕	ただがわ 広域基幹多田川河川改修事業	全体事業費 (億円)	319.7	採択年度	平成4年度	完成目標年度	令和40年度	担当部(局)課名	土木部河川課
--------------	-----------------------	---------------	-------	------	-------	--------	--------	----------	--------

評価対象理由	前回評価時(平成18年度)から5年経過で継続中	前回評価時の対応方針	委員会からの提言:事業継続、附帯意見等:あり、県の対応方針:事業継続
--------	-------------------------	------------	------------------------------------

1 事業の概要

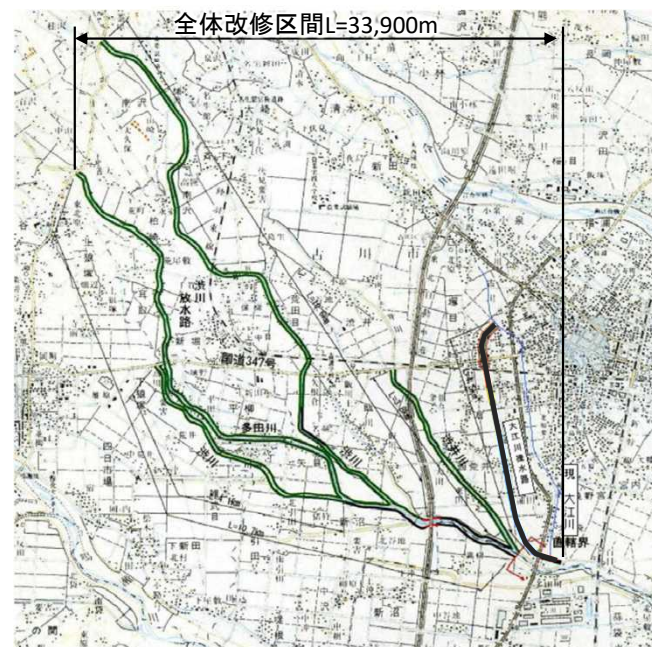
多田川及び各支川は、下流が災害復旧や水害予防組合等の施行により築堤がなされてきた他、上流は局部的な改良がなされてきた。しかし、昭和61年の水害を初めとし、これまで浸水被害が頻発しており早急な河川改修が求められている。このため、堤防等を整備することにより、同地区の洪水被害の軽減を図るものである。

位置図

多田川
名蓋川
渋川
渋井川
大江川

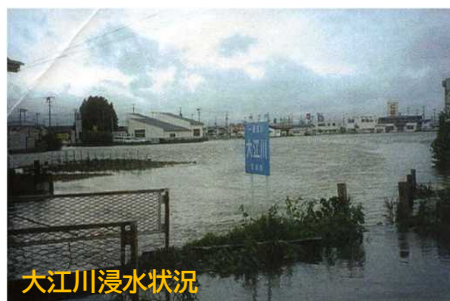


平面図



灰：整備済箇所、緑：未整備箇所

被災状況



大江川浸水状況



渋井川浸水状況

現況

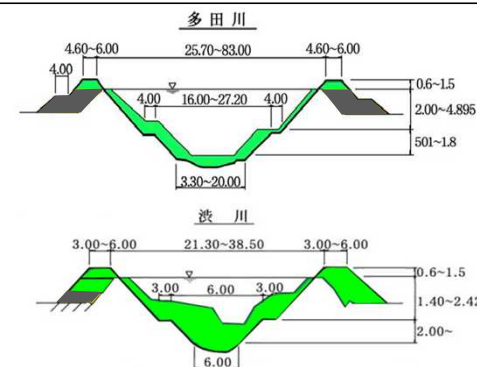


大江川

標準断面図



渋井川



2 事業の進捗状況等

(1)事業内容

- 現在の事業費ベースでの進捗率は61.1%であり、用地費の進捗率は73.7%となっている。
- 河川改修を実施するにあたり、多田川の各支川において橋梁や樋門・樋管が多数存在していることから、河川改修に合わせた統廃合に架かる関係機関との調整に時間を要すことや、各年度の事業配分の見直しにより、当初事業期間を20年延伸することとした。今後は土木行政推進計画に基づき事業進捗を図っていく。

(2)事業費(単位:億円)

全体事業費		年度別執行額	
前回	今回 (前回差比)	～R7(2025)年度 (事業費執行率)	R8(2026)年度見込
245.0億円	319.7億円 (+74.7億円)	195.4億円	1.6億円

(3)事業の進捗状況(規則第24条第1号関係)

評価指標	採択時 (H4)	前回評価時 (H18/2006)	今回評価時 (R7/2025末)	完成時 (R40/2058)
全体事業費 319.7億円	-	71.7億円 (29.0%)	195.4億円 (61.1%)	319.7億円 (100%)

(4)事業を巡る社会経済情勢等(規則第24条第2号関係)

①社会経済情勢

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備事等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行っている。
- 過去の洪水被害として、昭和59年から平成15年までの20年間に17回の洪水被害が発生しており、平成14年の台風6号では、浸水家屋122戸、浸水面積588haの甚大な被害が発生している。
- 前回再評価(H20)以降、平成27年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風及び令和4年7月洪水など、各支川で度々堤防決壊が生じており、甚大な被害が発生している。

②地元情勢、地元の意見

- 度重なる洪水被害により、流域の住民や自治体から事業促進に対する強い要望がある。
- 度重なる洪水被害を経験しており、住民の防災意識は高く、沿川の大崎市では令和3年度に、加美町では令和4年度にハザードマップを作成している。

(5)期待される効果

- 多田川工区については、直轄管理境界から東北自動車道までの約1.5km区間において、治水安全度1/20を確保している。
- 大江川においては、令和3年度に捷水路及び遊水地が完成したことにより、沿川における洪水被害が減少している。
- 現在多田川と渋井川の合流点において排水機場の整備及び多田川の河道掘削を進めており、多田川においては引き続き上流側の河道掘削や築堤が予定されている。
- 浸水被害の軽減により、交通途絶等の被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフライン確保の効果は大きい。
- 事業完了により、治水安全度は多田川本川及び各支川で1/50が確保される。

(6)代替案との比較検討(規則第24条第3号関係)

- 多田川、渋川、渋井川、名蓋川については①ダム案、②遊水地案が考えられるが、以下の理由により現川拡幅を基本とする現計画が最適であり、代替案はない。
① ダム 案:低平地を流下する河川であり、ダムサイトの適地が無いため、ダム案とした場合貯水容量を確保するには、広大な面積の買収や複数のダムが必要となる。
② 遊水地案:貯水容量を確保するためには、浸水域ではないところを遊水地化することになるため、広大な用地買収が必要となる。
- 大江川については、経済比較の結果、捷水路+遊水地により改修済みであることから、代替案はない。

(7)コスト縮減計画(規則第24条第4号関係)

- 築堤材等について、隣接する他工事からの発生材を有効利用することにより、コスト縮減に努める。

(8)費用対効果(規則第24条第5号関係)

区分		事業着手時 基準年 (平成4年度)	再評価時 基準年 (平成18年度)	再々評価時 基準年 (令和8年度)
費用項目	事業費		245.0億円	319.7億円
	維持管理費		90.6億円	135.1億円
	費用の合計		335.6億円	454.8億円
	総費用(C)		211.5億円	559.6億円
便益	便益の合計		3620.1億円	21,760.2億円
	総便益(B)		938.5億円	8,612.6億円
費用便益比(B/C)			4.44	15.39

3 評価

(1)県の対応方針案	(2)理由
事業継続	整備済み区間については浸水被害が軽減されており、着実に事業効果は発現している。未整備区間についても、事業を進めていく必要がある。

(補足資料)事業費増額の要因について

○社会的要因の変化【物価変動や働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額】
事業採択時からの物価変動や働き方改革にかかる諸経費率の上昇により、事業費が増額したもの。

○田尻川

・事業費

(前回)約230.4億円 ⇒ (今回) **約287.4億円** (+約57.0億円)

・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

労務・物価上昇に伴う増額【約48.0億円の増】

働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額【約9.0億円の増】

○多田川

・事業費

(前回)約245.0億円 ⇒ (今回) **約319.7億円** (+約74.7億円)

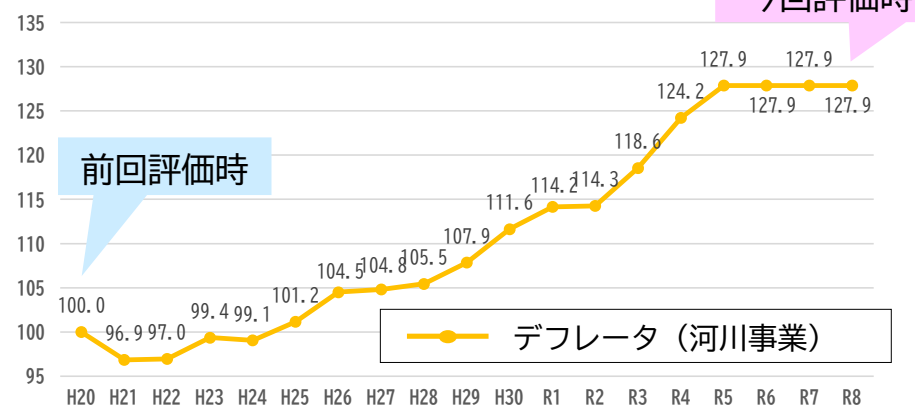
・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

労務・物価上昇に伴う増額【約68.7億円の増】

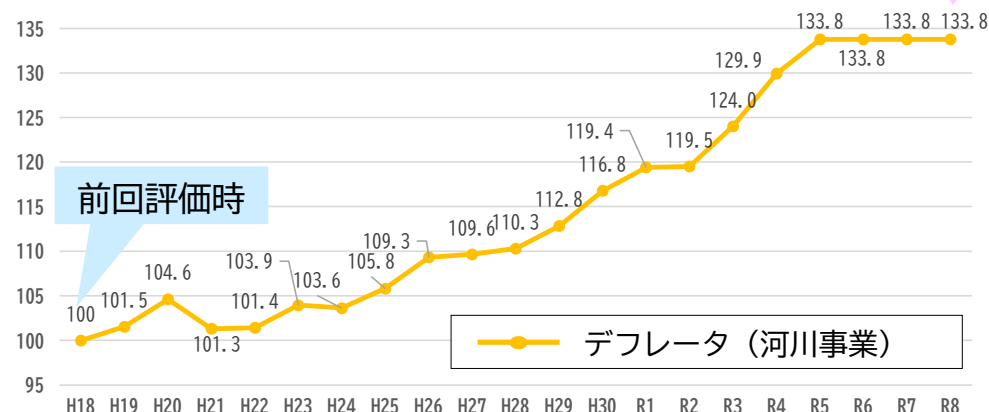
働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額【約6億円の増】

デフレータ推移グラフ (H20～R8)



※前回再評価時（H20単価）を100%として算出

デフレータ推移グラフ (H18～R8)



※前回再評価時（H18単価）を100%として算出

変化要因① 治水経済調査マニュアル改定 H17.4⇒R2.4改訂版

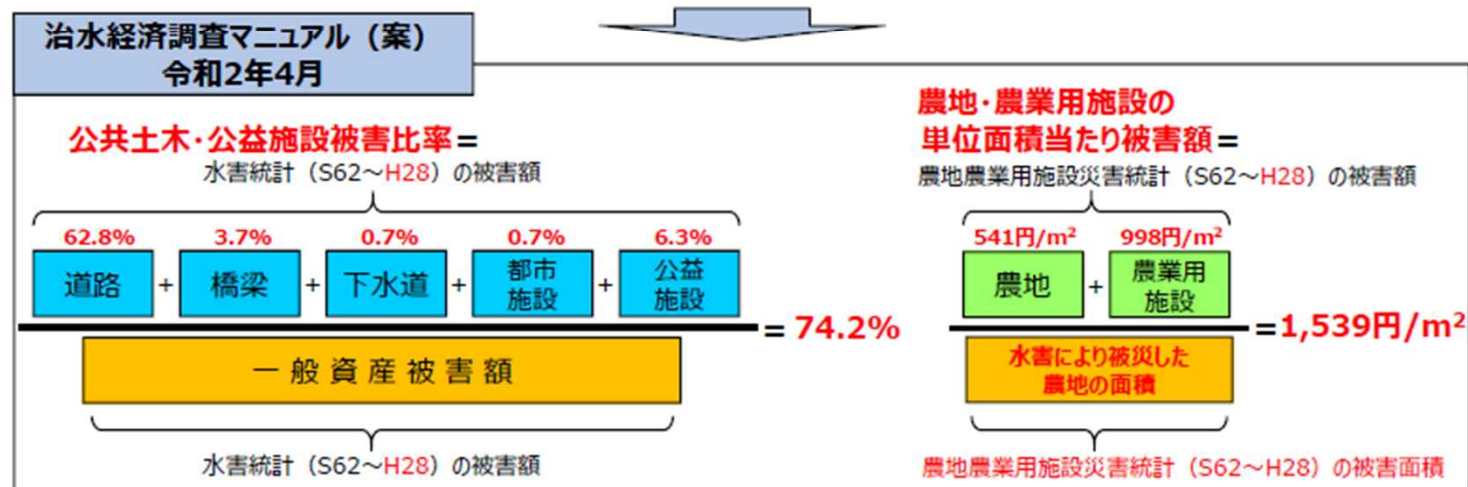
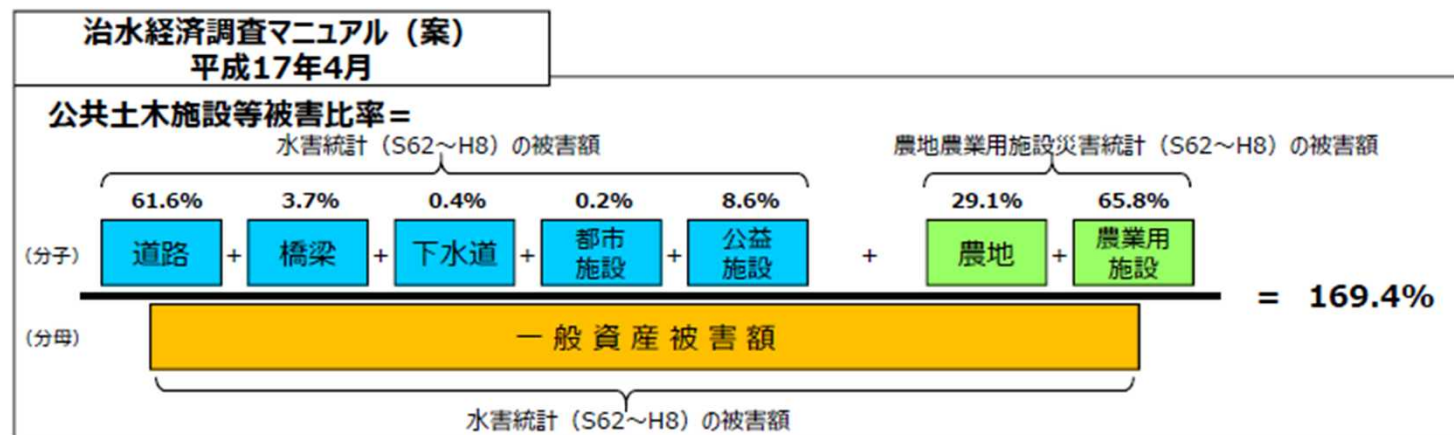


表-6.2 現在価値化及び実質価格化の考え方

	費用		便益	
	過去	将来	過去	将来
社会的割引率	適用する	適用する	適用する	適用する
デフレーター	適用する	適用しない	※	適用しない

※便益の算定に現在価値のもの（資産等）を用いた場合は適用しないが、過去の価値を用いて算定した場合は適用する。

- 公共土木施設等被害の見直し
（農地・農業用施設等被害額の算定方法の変更【R2.4】）
※特に農地面積が多い河川で影響大
- 近年の水害データをもとに被害率等を更新
- 過去の費用の現在価値化方法が明確化。【R2.4】
これまで：社会的割引率のみ適用
変更：社会的割引率+デフレーター適用

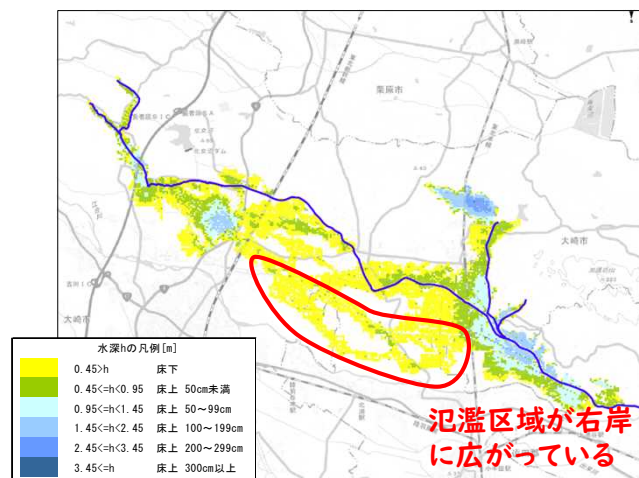
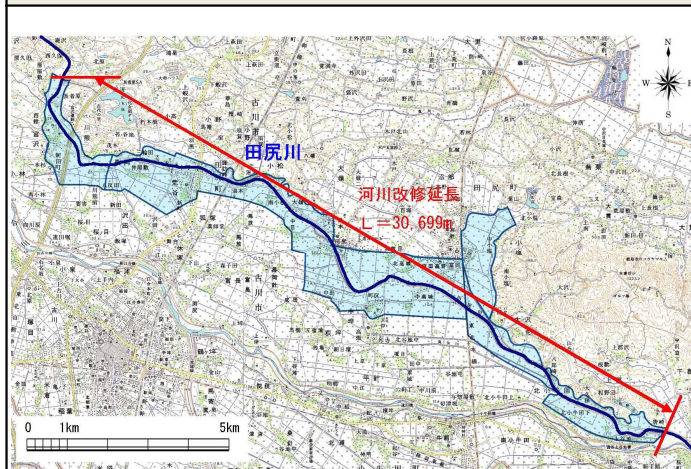
変化要因② 便益算定精度向上

田尻川

計画規模(1/50) 氾濫区域

前回評価(H20) 氾濫区域 21.1km²

今回評価 氾濫区域 27.3km²



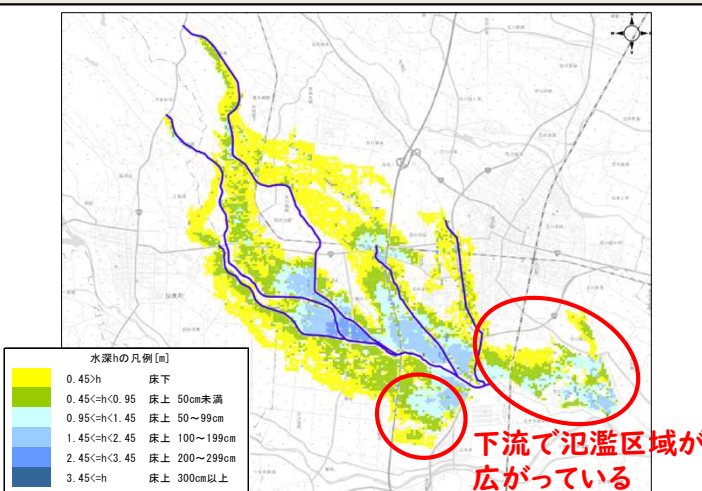
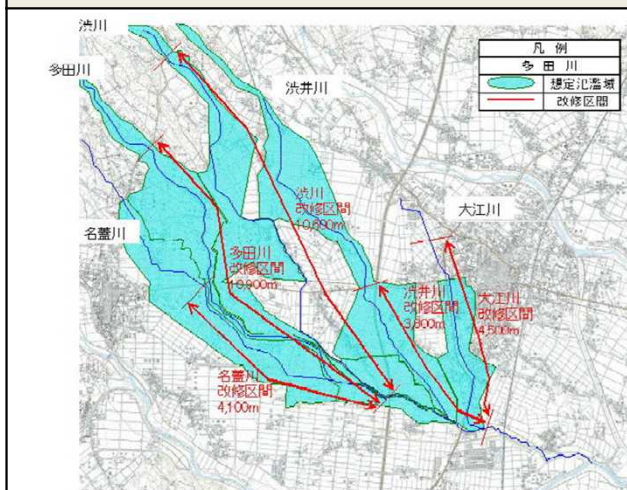
➤ 氾濫解析の地形データおよび解析精度向上により氾濫区域と浸水深を算出(前回評価より浸水範囲が広がっている)

多田川

計画規模(1/50) 氾濫区域

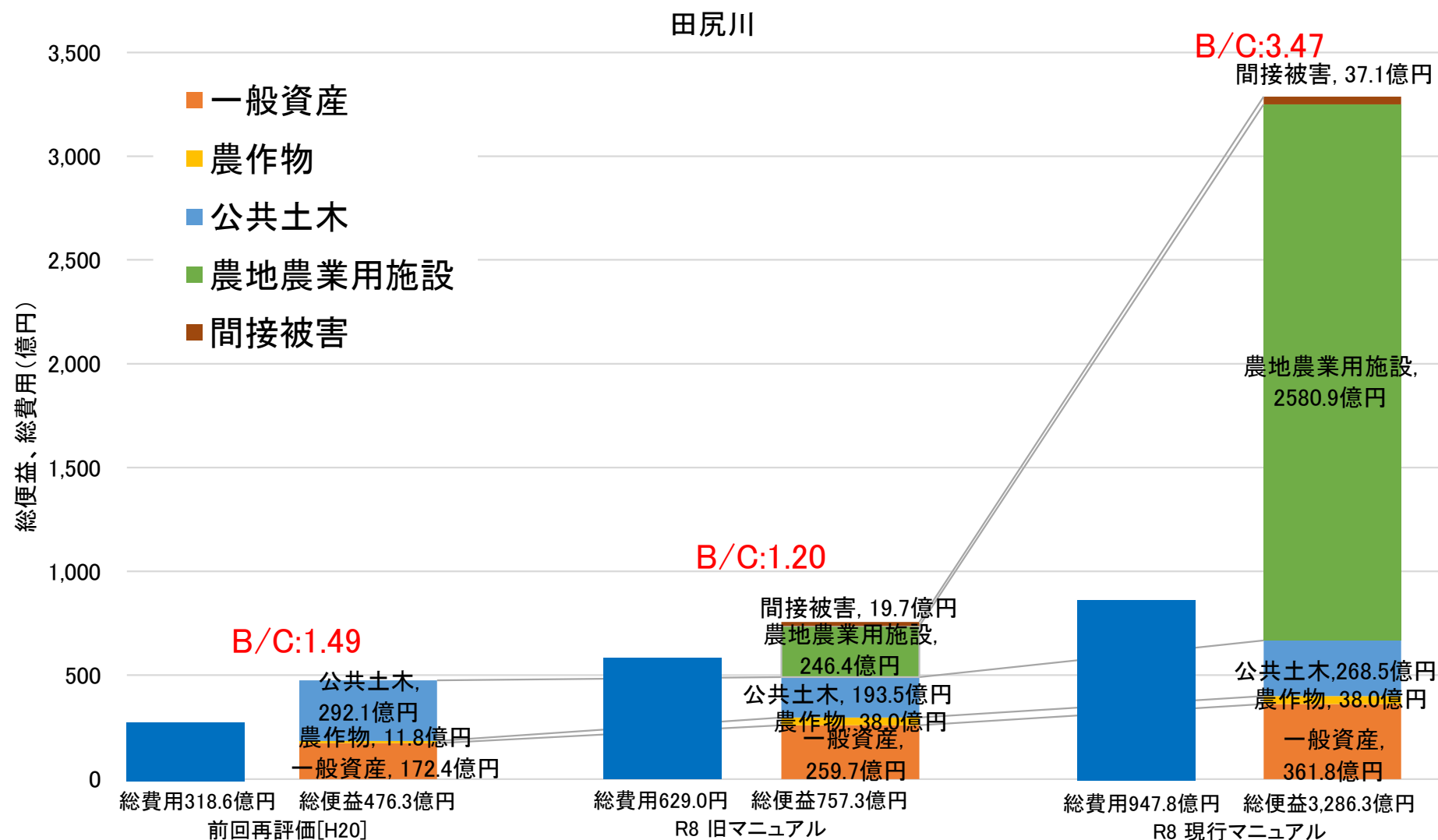
前回評価(H18) 氾濫区域 25.6km²

今回評価 氾濫区域 27.1km²



➤ 氾濫解析の地形データおよび解析精度向上により氾濫区域と浸水深を算出(前回評価より浸水範囲が広がっている)

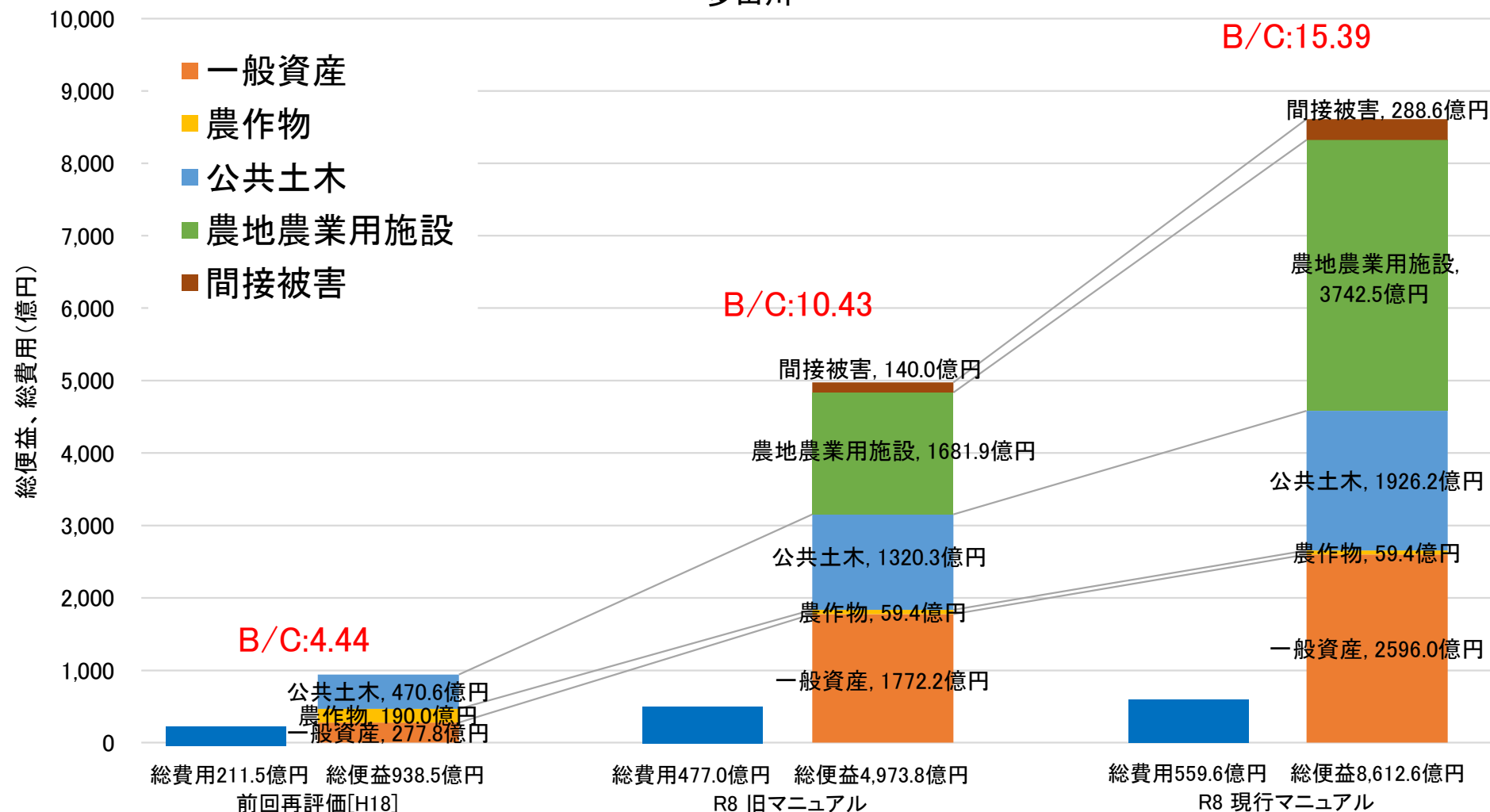
●田尻川費用対効果変動分析



流域に占める農地の割合が高いため、特に農地農業用施設の評価が大幅に増加した。

●多田川費用対効果変動分析

多田川



流域に占める農地の割合が高いため、特に農地農業用施設の評価が大幅に増加した。

事業名 〔地区名〕	仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区 廃棄物海面処分場整備事業	全体事業費 (億円)	65.8	採択年度	令和4年度	完成目標年度	令和19年度	担当部(局)課名	土木部港湾課
評価対象理由	事業着手から5年経過で継続中			前回評価時の対応方針		—			

1 事業の概要

- 仙台塩釜港石巻港区は、原材料や燃料の輸入拠点として大型バルク貨物船に対応した港湾であり、広域基幹産業拠点港として重要な役割を担っている。
- その中で、航路泊地(-13m)においては、東日本大震災後に津波堆積物を除去し、必要水深(-13m)を確保したが、その後の波浪や潮流の影響により、周辺の土砂(雲雀野防波堤付近の津波堆積物)が流入し水深が浅くなってきており、利用船舶の潮待ちや貨物量調整により経済的損失が発生するなど、航路泊地(-13m)の水深確保が喫緊の課題となっている。
- このため、現在、国の事業により浚渫工事を実施しているが、令和11年には浚渫土砂の受入れ先が不足することから、新たな受入れ先の確保として廃棄物海面処分場整備事業を行うものである。

位置図

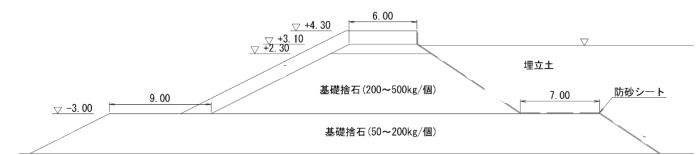


平面図

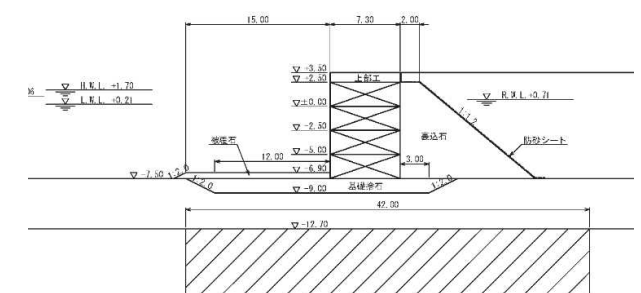


標準断面図

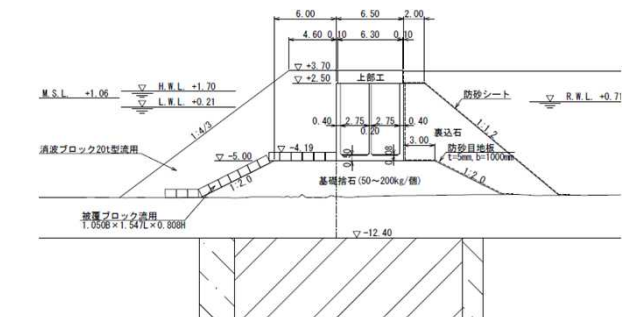
▼傾斜堤断面



▼方塊ブロック断面



▼ケーソン断面



2 事業の進捗状況等

(1)事業内容

- 令和7年度末時点の進捗率は19.6%
- A1地区から施工しており、令和8年度は本体捨石工を施工予定

(2)事業費

全体事業費(税込)		年度別執行額(税込)	
事業着手時	今回 (前回差比)	～R7(2025)年度 (事業費執行率)	R8(2026)年度見込
33.9億円	65.8億円 (+31.9億円)	12.9億円 (19.6%)	3.0億円

(3)事業の進捗状況(規則第24条第1号関係)

令和7年度までの ※():前回再評価時	
事業費	進捗率
(—) 12.92億円	(—) 19.6%

(4)事業を巡る社会経済情勢等(規則第24条第2号関係)

- 浚渫土砂受入機能確保の要請
- 東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港の「石巻港区」は、港湾背後の臨海部に紙・パルプ関連、木材・合板関連、飼料関連産業などが集積する等、原材料の輸入拠点としての役割を担っている。
 - また、石巻ひばり野バイオマス発電所の運用開始(R6.3)による入港船舶の増加もあり、航路泊地の混雑が発生。
 - 一方、航路泊地(～13m)においては、津波堆積物の移動により航路泊地の埋没が進み、利用船舶の潮待ち等による入港が増えるなど、非効率な輸送を余儀なくされている状況。
 - このため、立地企業からは航路泊地の浚渫が求められているが、これまで浚渫土砂を受入れてきた雲雀野E地区は、令和11年度に浚渫土砂による埋立が概成見込みで、以降の浚渫土砂の受入れが困難となるため、新たな浚渫土砂の受入先として当該施設が必要。
- 大規模災害発生時への対応
- 近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、発災時の迅速な復旧・復興の観点からも、大規模災害時に発生する災害廃棄物等の受入れ先として「廃棄物埋立護岸」は重要。
- 地元情勢、地元の意見
- 石巻港整備・利用促進期成同盟会(会長 石巻市長)から、令和4年度以降継続して廃棄物埋立護岸の整備促進について要望されている。
 - 宮城県商工会議所連合会から、令和4年度以降継続して浚渫事業の整備促進について要望されている。

(5)期待される効果

- 浚渫事業の促進
- 排出ガスの減少
- 沿道騒音の軽減
- 新たな土地の造成
- 管内他公共事業で発生する残土の受入れ
- 災害廃棄物等の受入施設確保

(6)代替案との比較検討(規則第24条第3号関係)

- 経済性、環境への負荷軽減の観点から、石巻港区の廃棄物埋立護岸において処分することが最も有利であり、代替案はない。

(7)コスト縮減計画(規則第24条第4号関係)

- 施工方法について、海上施工と陸上施工を併用することで、コスト縮減を図る。

(8)費用対効果(規則第24条第5号関係)

根拠マニュアル:港湾整備事業の費用便益分析マニュアル(国土交通省港湾局 令和6年版)
社会的割引率:4% 便益算定期間:31年間(令和4～34年)

区分		事業着手時 基準年 (令和2年度)	再評価時 基準年 (令和8年度)	
		全体	全体	残事業
費用項目	総費用	30.7	59.8	47.7
	建設費	30.7	59.8	47.7
	維持管理費	0.0	0.0	0.0
	現在価値(C)	26.2	51.9	38.8
便益項目	総便益	375.6	436.2	436.2
	輸送コスト削減便益	364.2	424.8	424.8
	残存価値	11.4	11.4	11.4
現在価値(B)		243.9	264.9	264.9
費用便益比(B/C)		9.3	5.1	6.8

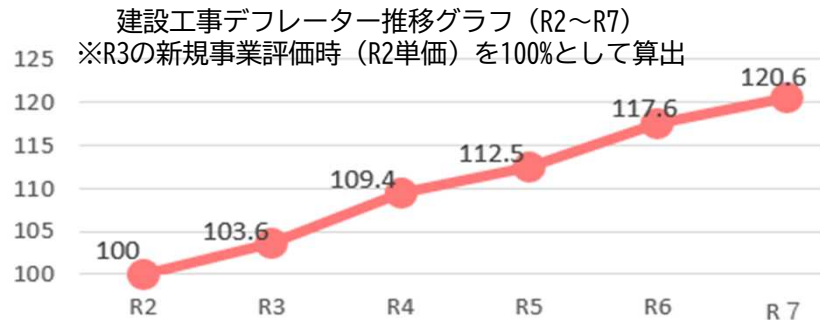
※国による事業採択前評価を令和3年度に受ける必要があったため、令和2年度を基準に、費用便益比を算出している。

3 評価

(1)県の対応方針案	(2)理由
事業継続	当該事業を実施し、浚渫土を受入れることで、浚渫事業が推進され、効率的な輸送が可能となり、地域産業の活性化につながるほか、浚渫土砂の輸送距離短縮による環境負荷等の軽減や新たな土地が作られることによる賑わいの創出、大規模災害への対応が可能になるなど様々な効果が期待されるため、早期完成に向けて事業を進めていく必要がある。

(採択時) 33.9億円 ⇒ (今回) 65.8億円 (+31.9億円)

労務単価、物価上昇に伴う増額 7.0億円



デフレーター上昇(R2~R7)の背景
・軽油、鋼製品などの資材価格が急騰
・円安で輸入資材価格が上昇。
・週休2日導入、人材不足などにより労務費も上昇。

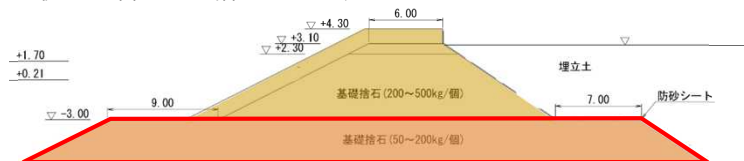
※R2を基準にしているのは、事業採択にあたり国の事業前評価をR3に受ける必要があったため。

関係機関協議に伴う増額 8.5億円

○傾斜断面の使用材料の変更に伴う増額 C=8.5億円

材料について、公共工事からの建設発生土を再利用し、コスト削減を図る計画としていたが、実際に発生した建設発生土を確認したところ、盛土材料に適さない材質であったことが判明した。

また、漁業協同組合から、水質汚濁の発生しない材料へ変更するよう要望があったことを踏まえ、使用材料を基礎捨石に変更するもの。



↑ 材料変更の要望のあった盛土

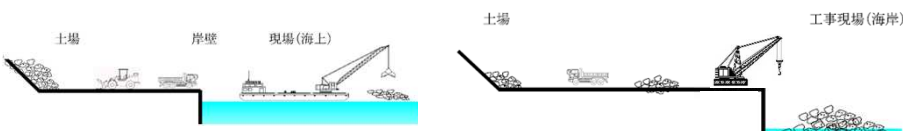
施工方法の変更に伴う減額 0.8億円

○海上施工から一部陸上施工への変更 C=0.8億円

海上施工のみを想定していたが、施工方法を精査した結果、一部陸上施工も可能であると判明したため、陸上施工も併用した施工方法に変更し、施工の合理化を行った。

現場投入渡し (海上)

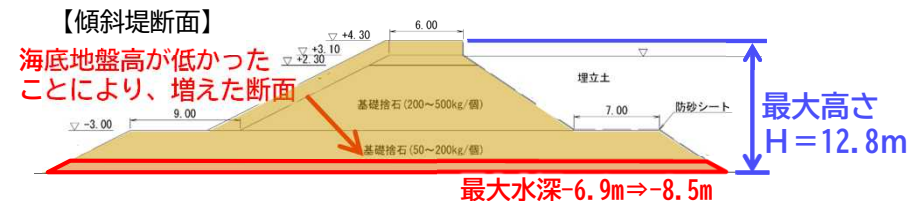
陸上投棄 + 瀬取り



現場条件の変更に伴う増額 17.2億円

○海底地盤高の変更に伴う護岸断面の変更による増額 C=7.7億円

現地踏査の結果、海底地盤高が当初設計で想定していたよりも低いことが判明し、所要の性能を確保するため、護岸断面を変更。

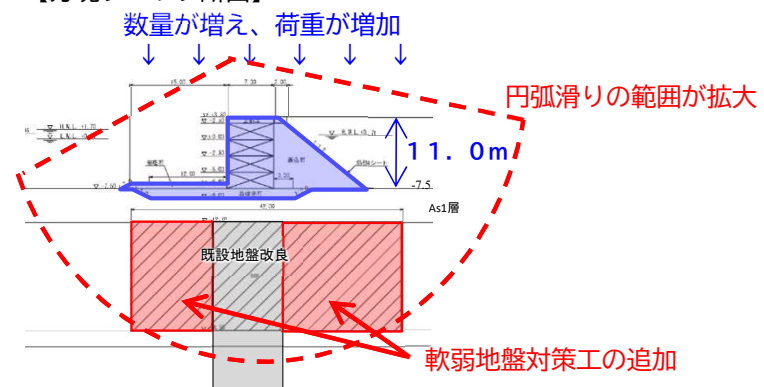


○海底地盤高の変更に伴う軟弱地盤対策工の追加による増額 C=6.0億円

(うち護岸C-2:1.2億円、取り付け部B:4.8億円)

海底地盤高が当初設計で想定していたよりも低いことが判明したため、基礎工等の数量が増加し、構造物全体の荷重が増加となった。これに伴い円弧滑りの最大想定範囲が変更になったことから、軟弱地盤対策工を追加。

【方塊ブロック断面】

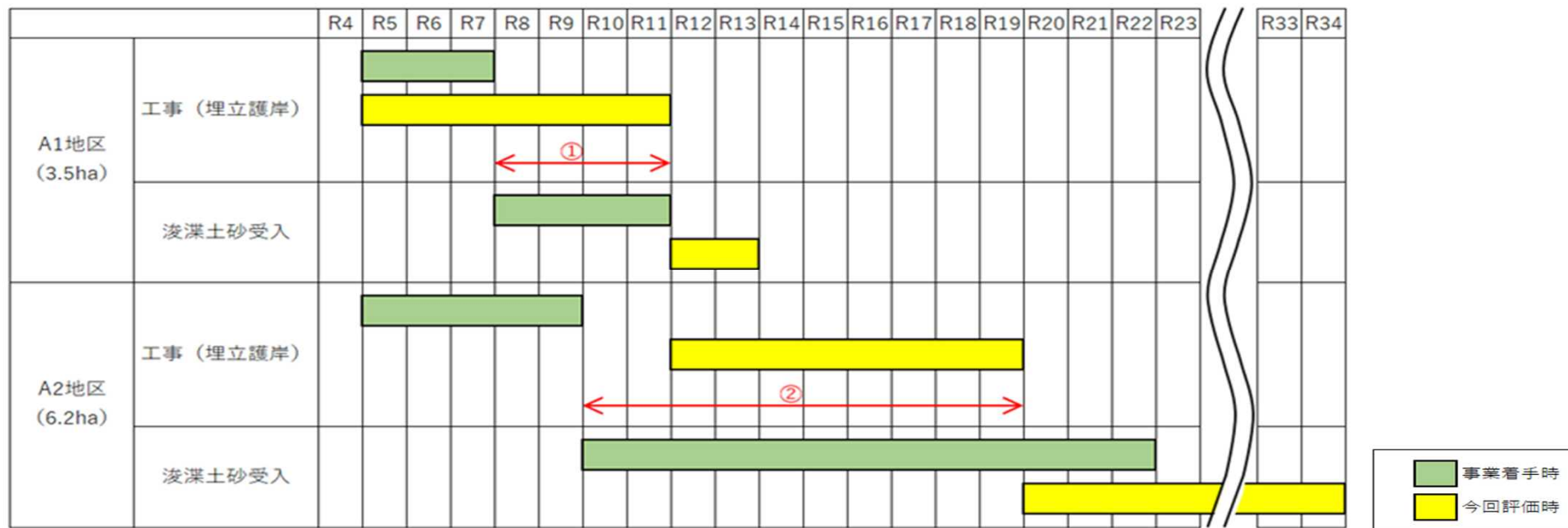


○現地踏査結果に伴う既設構造物撤去工の追加による増額 C=3.5億円

現地踏査の結果、不可視部分に既設構造物が点在していることが判明し、施工の支障となることから、既設構造物撤去工を追加。



令和4年度～(採択時)令和9年度 ⇒ (今回) 令和19年度



①A1地区:R5～R7(3年)→R5～R11(7年) ※4年延伸

- 事業着手時は1年間通して施工する計画。
- 事業着手後、漁業協同組合との協議により、水質汚濁を伴う工事は、漁業活動の時期(海苔や牡蠣の養殖等)を除く、5月から9月の5か月間とするよう要望があったことから、施工可能期間が短縮したため、工事期間が4年延伸。

②A2地区:R5～R9(5年)→R12～R19(8年) ※10年延伸

- 事業着手時は、施工開始時期についてはA1地区と同時に施工開始する計画とし、工事期間については1年間通して施工する計画。
- 事業着手後、施工開始時期については、作業船(地盤改良船や台船)の確保や施工時の作業船等の錯綜を考慮し、A1工区完了の翌年度の令和12年(7年延伸)とした。また、漁業協同組合との協議により、水質汚濁を伴う工事は、漁業活動の時期(海苔や牡蠣の養殖等)を除き、5月から9月の5か月間とするよう要望があったことから、施工可能期間が短縮したため、工事期間が3年延伸。

以上の理由により、事業完了時期は令和9年度から10年延伸し令和19年度となる。